

## 新型インフルエンザの流行に関する Q & A について

「平成 21 年 9 月 25 日・事務連絡・厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局医療課から地方厚生(支)局医療指導課・都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)あて」

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新型インフルエンザが本格的な流行期に入り、感染者が増加しているところです。照会のあった事項を別添のとおり Q & A としましたので、送付いたします。貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

(問 1)「新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」(平成 21 年 5 月 18 日付け保国発第 0518001 号・保医発第 0518001 号)は、発熱相談センターから発熱外来への受診が原則であった時点のものであり、現時点における一般の保険医療機関での診療には適用はないと考えてよいか。

(答) お見込みのとおりである。

(問 2)資格証明書を交付している世帯から、新型インフルエンザに感染したと疑われるが経済的理由から医療機関で 10 割の医療費が払えないと申出があった場合、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 7 項に規定する特別の事情に当たると判断してよいか。

(答) 世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる。この場合、保険者において世帯の状況について改めて確認をとることができない場合は、後日確認をとることとし、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えない。

しかしながらこのような場合は、資格証明書の交付時点で特別の事情の把握に努めていれば、もともと資格証明書の交付対象ではなかった可能性もあるところであり、資格証明書の交付時点でなぜ把握できなかったか事務処理体制をチェックするとともに、他の資格証明書の交付世帯についても、新型インフルエンザの大流行の前に、再度、特別の事情の把握を徹底するなど、被保険者の医療の確保に遺憾なきよう適切な運用に努められたい。